

マイナビキャリアリサーチLab 医療・福祉レポート（2023年8月）

マイナビキャリアリサーチLab 編集部

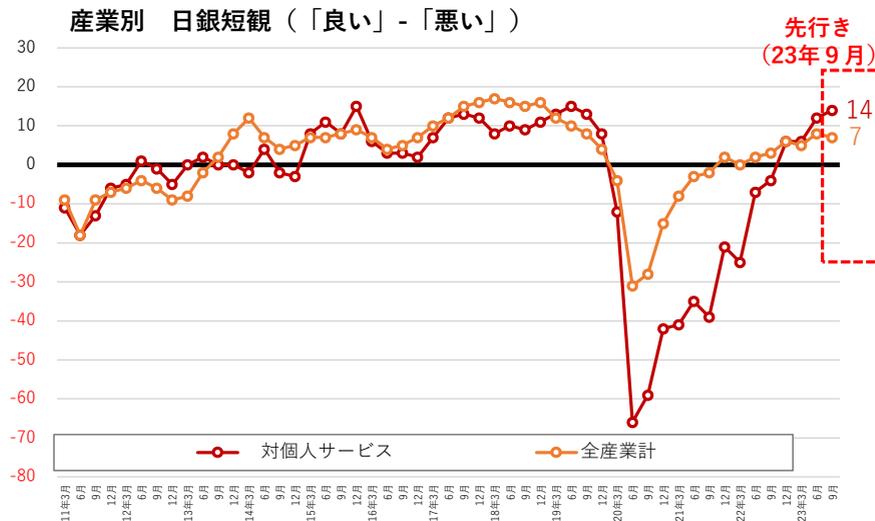
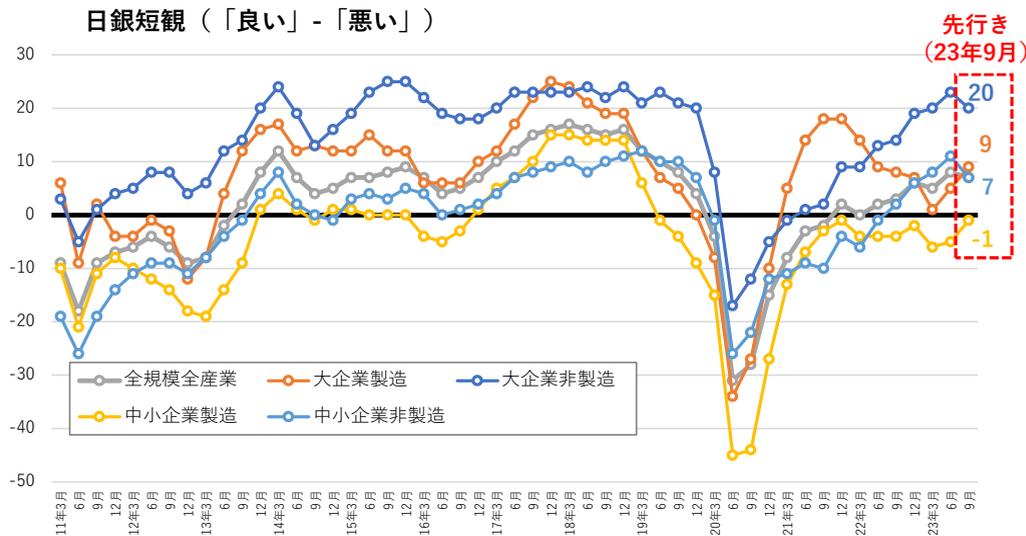


これら資料は、作成日時時点で弊社が信頼に足ると思われる資料に基づいて作成しておりますが、弊社が実施していない調査などに関して情報の正確性を弊社が担保するものではありません。
また、これら資料の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。
ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取扱いいただきますようお願い致します。

業況感は製造業・非製造業ともに小幅の改善 先行きについては製造業は改善傾向、非製造業はやや悪化

・企業の業況感は全体として改善がみられるものの、先行きはやや下降している。6月は、製造業、非製造共に改善がみられた。製造業では、海外経済の回復ペース鈍化やIT関連財の調整圧力は引き続き意識されているものの、供給制約の影響緩和や原材料コスト高の一服、価格転嫁の進展から、大企業を中心に改善した。非製造業は、感染症の影響緩和に伴う経済活動の回復や、価格転嫁の進展から、個人消費関連業種を中心に改善を続けた。（日本銀行「経済・物価情勢の展望2023年7月」）

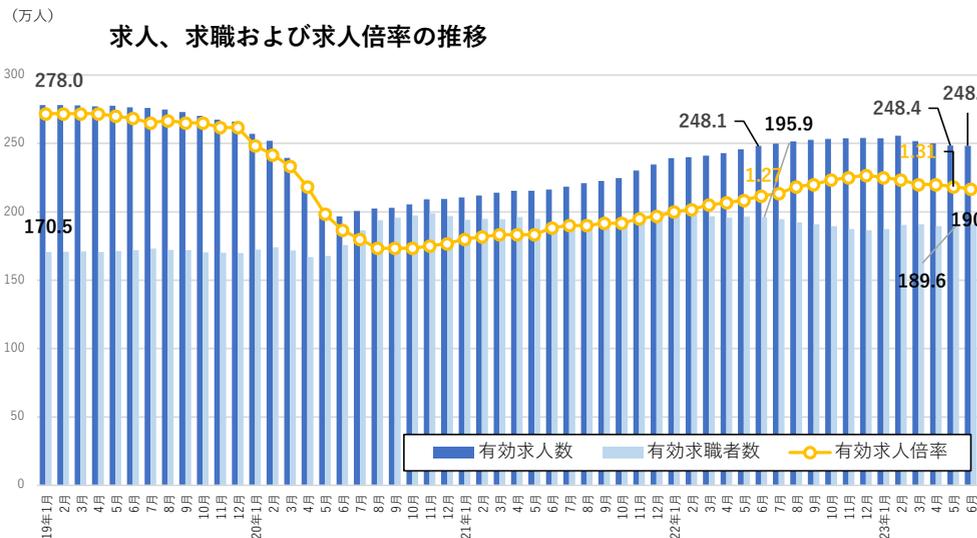
・「対個人サービス」の景況感は2023年に入りコロナ禍の低迷から回復していたが、6月以降は全産業に比べてもその回復傾向が強い。
※「対個人サービス」には医療・福祉業界以外の業界も含まれる。



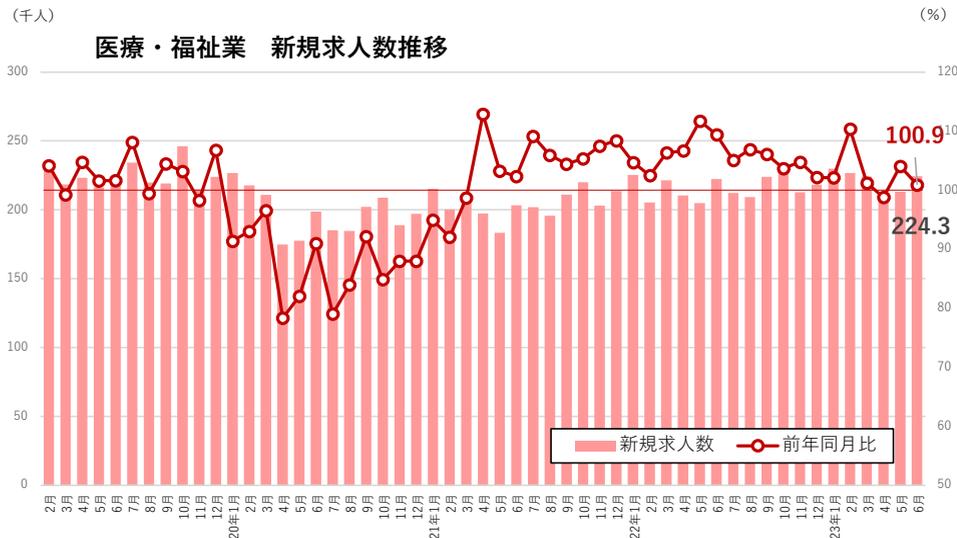
有効求人倍率は1.30倍。前月比で0.01pt減、前年同月比で0.03pt増 医療・福祉業の雇用はやや減少したが、概ね横ばいで推移

・有効求人倍率は求人数の回復により徐々に増加していたが、直近はやや落ち着いている。2023年6月の数値をみると、有効求人倍率は1.30倍となり、前月比で0.01pt減少、前年同月比で0.03pt増加した。有効求人数は前月比、前年同月比共に横ばい。19年1月と比較すると、全体で10.7%減となった。有効求職者数は前月比で0.6%増、前年同月比で2.6%減、2019年1月比では11.9%増となった。

・医療・福祉料の新規求人数は2023年4月にやや減少したが、ほぼ横ばいで推移している。



厚生労働省「一般職業紹介」有効求人倍率、新規求人数、有効求職者数 パート含む（季節調整値）より作成



厚生労働省「一般職業紹介状況」産業・事業所規模別新規求人数 パート含む（実数）より作成

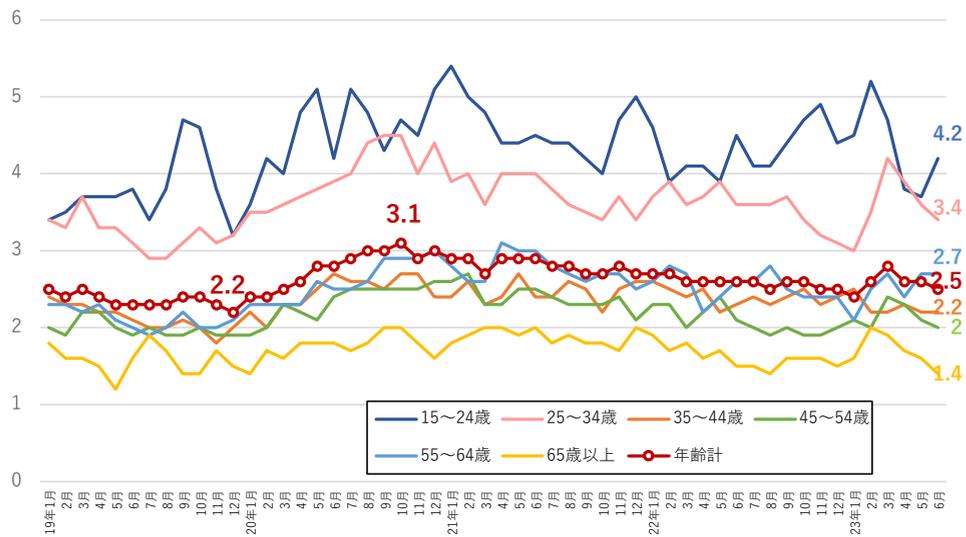
完全失業率は2023年6月時点で2.5%に回復。 対人サービスの不足感は9月先行きで-49となり不足感が強まる予想

・完全失業率はコロナ禍の影響を受け、2019年12月の2.2%から2020年10月には3.1%まで上昇した。しかし、その後は緩やかに改善がみられ、直近の2023年6月では2.5%まで回復している。年代別にみても15～24歳を除く全ての年代で失業率の改善がみられる。

今後について、人手不足感は依然継続しており、完全失業率は緩やかに改善すると予想される。

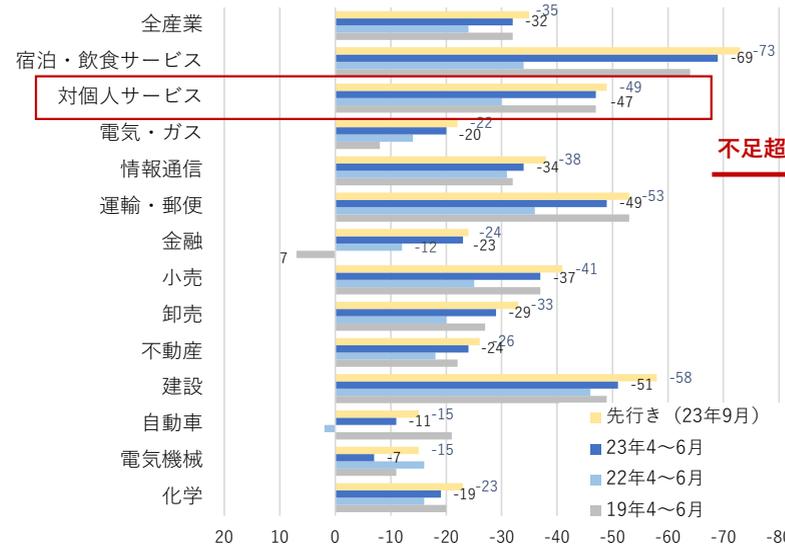
・「医療・福祉」業界以外の業界も含まれるが「対個人サービス」の雇用人員判断D.I.は全体のなかでも不足感が-47ptと高くなっており、2023年9月先行きではさらに-2.0pt不足感が高まると予想されている。

完全失業率



総務省統計局「労働力調査調査」完全失業率 年齢階級別 (季節調整値) より作成

雇用人員判断D.I. (過剰-不足)



日本銀行「全国企業短期経済観測調査」業況判断D.I.より作成

新型コロナウイルス感染症が5月に5類へ移行したことで 医療・福祉業界では新たに感染対策など負担が増加することも

コロナ禍で下がった売上高については、徐々に回復傾向となり、2023年の月次推移を見ると高低の差はあるものの、2020年～2022年の年平均からは回復しているようだ。5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことをうけ、受け入れ態勢の変更や特例措置の見直しなどが行われ、現場の負担が増加したり、経営を圧迫しているような場合もあるようだ。

福祉業界

5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したが、高齢者施設は重症化リスクの高い高齢者が多く生活しているため、感染対策等の取り組みが継続されている。一方で、「コロナ臨時特例」については継続されるものもあるが、見直しが行われ廃止されるものもある。「社会保険・社会福祉・介護事業」の消費税込売上高を見るとやや増加傾向がみられるが、現状は5類移行が直接的にポジティブな影響を及ぼしたとは言い難い状況だ。

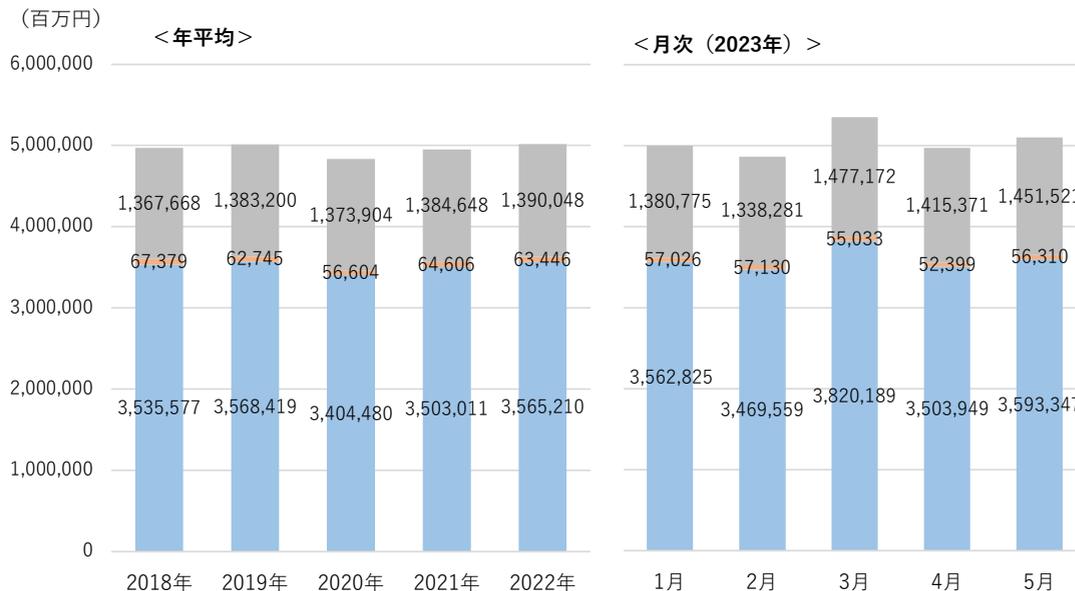
医療業界

医療業については2023年5月の売上高は約3.6兆円で、ほぼ横ばいで推移している。新型コロナウイルス感染症の5類移行によって、幅広い医療機関で患者を受け入れられるような医療体制構築への対応が求められており、「コロナ罹患のみを理由とする診療拒否」は応召義務違反となる。新たにコロナ患者を受け入れる医療機関は感染症対策を行う必要がある。また診療報酬上の特例についても見直しが行われている。

消費税込み売上高

■ 医療業 ■ 保健衛生(保健所除く) ■ 社会保険・社会福祉・介護事業

* 2022年以前の実数は、2023年1月までの母集団情報変更・標本交替により生じた変動を調整した値である



5類移行後の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

*福祉には様々な分野が含まれるが、本レポートでは主に「介護」を対象とする。

・厚生労働省は5月1日に事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」を示し、コロナ5類移行後の介護報酬に関する臨時特例の見直し内容を整理した。

*5類移行後の感染拡大状況や、臨時特例見直し後の介護サービスの状況などを踏まえ、今秋に再度の見直しが行われる見込み。

※参考資料として、第216回社会保障審議会介護給付費分科会で示された見直し案を提示する。

<基本的な考え方>

新型コロナの位置づけ変更後も、利用者、介護職員等において引き続き感染者が発生することが見込まれる。こうした中でも、安定的に介護サービスを提供することが必要である。他方で、介護保険全体として、サービス質・量について適切な水準を確保することが重要である。

<当面の間、継続するとなった項目>

- ・ワクチン接種の促進のための特例
- ・退院患者受入れ促進
- ・入退所の制限による影響
- ・（通所系から）訪問への切り替え

介護報酬上の臨時的な取扱いの見直し（案）

対応の方向性	現行の主な措置	位置づけ変更後(R5.5.8以降)の取扱（案）	
共通	当面の間継続	ワクチン接種の促進のための特例 ・利用者等への接種に職員が従事する場合の人員基準の柔軟な取扱い。 ・サービス利用中に接種を行う場合に減算を行わない取扱い。	当面の間継続
	一定の要件のもと継続	人員基準の緩和 ・コロナ患者へのサービス提供の有無などに関わらず、幅広くコロナの影響があった場合、人員基準違反・減算としない取扱い。	利用者や従事者にコロナ患者等が発生した場合において、柔軟な取扱いを継続。
	一定の要件のもと継続	研修が受けられない場合の特例 下記の研修について未受講の場合に、基準違反・減算としない取扱い。 ・介護支援専門員実務研修の実習 ・ユニットリーダー研修の実地研修 ・認知症GH管理者等に対する認知症介護実践者研修	実習・実地研修に限り、新型コロナの影響により未受講の場合に、基準違反・減算としない取扱いを継続。
	臨時的な取扱いの終了	これまでの新型コロナへの緊急的・社会的対応を踏まえた特例 ・災害における取扱いを参考にした各種サービスや申請、自治体事務の柔軟な取扱い。 ・外出自粛要請、まん延防止等重点措置、慰労金などに関連した柔軟な取扱い。 ・ケアプランで予定されていたサービス提供が行われない場合でも居宅介護支援費が算定可能。 ・その他、感染拡大防止への対応を評価する観点から行う特例的な算定の取扱い。	通常通りにサービス提供や事務処理等を行う。
入所系	当面の間継続	退院患者の受入れ促進 ・退院患者を受け入れた場合に、入退所前連携加算（最大30日間）が算定可能。 ・退院患者を受け入れた場合の人員基準の柔軟な取扱い。	当面の間継続
	当面の間継続	入退所の制限による影響 ・在宅復帰率、ベッド回転率に連動する報酬について、影響を受けた月を除いて計算を可能とする取扱い	当面の間継続
	臨時的な取扱いの終了	サービスの簡略化などに関する特例 ・コロナの影響により、自宅を訪問できない場合も、連携にかかる加算が算定可能。	感染対策をした上で、通常通りにサービス提供を行う。
通所系・訪問系	当面の間継続	訪問への切り替え ・通所系の事業所が休業となった際に、代替として訪問でのサービスを提供した場合、通所サービスと同等の報酬を算定可能とする。	当面の間継続
	臨時的な取扱いの終了	サービスの簡略化などに関する特例 ・感染対策の観点からサービス提供を短時間とした場合においても、最短時間（通所介護の場合は2時間以上、通所リハの場合は1時間以上、訪問介護の場合は20分以上等）の報酬が算定可能。 ・安否確認や、療養指導、福祉用具貸与計画等の説明等を、電話で行った場合に、一定の報酬が算定可能。 ・モニタリングや訪問体制強化加算について、訪問が困難な場合にも柔軟な取扱いにより一定の報酬が算定可能。	感染対策をした上で、通常通りにサービス提供を行う。

位置づけ変更後の状況等を踏まえて、その後の取扱いを検討

医療・福祉業の初年度年収は横ばいながら徐々に増加傾向となっている。また、求人数については2023年4月でやや減少しているものの、2023年6月では対2018年比136.8%と、高い水準となっている。

医療・福祉の平均初年度年収



マイナビ「正社員の平均初年度年収推移レポート」より作成

「正社員の初年度年収レポート」における年収集計方法

該当月における、総合転職情報サイト「マイナビ転職」に掲載開始された求人情報から、雇用形態が正社員以外のデータを除き集計。厚生労働省「国民生活基礎調査 所得の分布状況」を元に、所得金額上側1%を本レポートでは外れ値として設定。

マイナビ転職では、初年度年収は各求人ごとに幅をもって記載されているが、当レポートでは各求人に掲載されている初年度年収の下限と上限の中間の値を平均値として「初年度年収」を算出した。

医療・福祉の求人数推移

※2018年平均値を100%としてグラフ化



マイナビ「正社員の求人数・応募数推移レポート」より作成

「正社員の求人数・応募推移レポート」における求人数集計方法

該当月における、弊社総合転職情報サイト「マイナビ転職」に掲載開始された求人情報から、雇用形態が正社員以外のデータを除き集計。